

伊賀市生涯学習推進委員会条例

平成19年12月26日条例第48号

(設置)

第1条 生涯学習を総合的及び効果的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、生涯学習推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、生涯学習に関する重要事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 伊賀市立の小・中学校及び幼稚園の代表
- (2) 社会教育委員の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 市民から公募した者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(運営)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くこと

ができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第4号の規定は、平成20年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市生涯学習推進委員会設置に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第32号）により委嘱又は任命を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱又は任命されたものとみなす。